

平成29年1月10日

すぎの木家族会

会長 様

宍粟市議会

議長 秋田 裕三

平成28年度 第1回 民生生活常任委員会「おでかけ市議会」報告書

平成28年11月9日に実施しました第1回民生生活常任委員会との「おでかけ市議会」について、下記のとおり報告いたします。

「おでかけ市議会」で貴会よりいただいた、ご意見を参考に、政策提言に向け、委員会で協議させていただきます。

記

1. 開催年月日	平成28年11月 9日（水） 午後 4時00分 ～ 午後 5時50分
2. 開催場所	ワークプラザすぎの木（山崎町宇野319番地）
3. 意見交換を行った目的	「精神障害」と精神障害者本人及び家族への理解を深め、支援（政策提言）につなげるため。
4. 出席委員	鈴木 浩之、樫橋 美恵子、林 克治、大畑 利明、東 豊俊
5. 意見交換会で出された主な意見（要約）	
団体からの意見	委員会としての考え方
・「精神障害」への理解 他の障害よりも、診断が難しく、周囲からも認知されにくい。また犯罪の加害者として、報道されることが多く、そのことによって、社会的に理解が進んでいない。	・「精神障害」の啓発 講演会などの開催を働きかけ、精神障害に対する偏見を除去する動きを作る必要があります。同時に精神疾患の発生の予防、精神的健康の保持・増進（メンタルヘルス）について、計画的に行われるように関係する行政計画へ反映（改正）します。
・相談窓口の充実 公的サービスは、本人が窓口相談・申請することが起点となる。しかし、障害の特質上、本人が出向くことに障壁がある。以前は、保	・訪問による相談の充実 相談体制の充実と相談員の増員を求めています。また、既存の社会資源（訪問看護、電話相談を含む相談窓口）の周

健所などからの訪問があったが、合併後は訪問がなされていない。

・手帳所持のメリット拡充

「精神障害者保健福祉手帳」の所持が進まない理由として、本人及び家族が障害を受け入れられないことも挙げられるが、手帳所持のメリットが少ない点も考えられる。家族会等が、国や県に対して請願などを提出しているが、実現には至っていない。

・就労支援

精神障害者の法定雇用については、本年度より始まったばかりであるが、長期入院による医療費負担、経済損失等の面からも、社会復帰、社会経済活動への参加を促進することが重要である。

・グループホーム整備

法的には、地域生活への移行促進する方向性が示されているが、就労支援とは別に住宅政策も行わなければならない。家族も高齢化しており、地域で生活出来る場が必要である。

・成年後見人制度の活用

財産管理も重要な支援である。成年後見人制度を活用する必要があるが、制度自体が周知されていない。

知が必要です。精神障害者及び家族の地域における孤立を避けるためにも、然るべき支援者、相談者が本人の元に出向き、公的サービスにつなげる（アウトリーチ）仕組みを検討します。

・公共交通費の減免、医療費の助成

宍粟市においては、外出支援サービス、公共交通の運賃半額などの支援策がありますが、全国的に見れば手帳の所持＝公共交通の運賃における減免は受けられないことの方が多いのが現状です。医療費の助成とあわせて、市議会として国や県に対して、請願の提出などを検討します。また、市独自の支援制度の創設について働きかけます。

・就労支援

市役所を始め、公的機関における精神障害者の雇用を働きかけます。同時に就労継続支援事業所の新設、及び現存施設の維持、拡大のための支援制度創設を働きかけます。

・グループホーム整備への支援

現在のグループホーム開設等への補助を見直し、申請要件の緩和、補助金の拡充を働きかけます。

・制度の周知徹底

2000年4月介護保険法と同時に施行されていますが、まだ制度の認知が進んでいません。「精神障害」の啓発と同様に、まずは制度及び手続方法の周知を働きかけます。

以上

